

こども家庭審議会における 検証・評価

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰
並びに児童の保護等に関する法律に基づく検証・評価

こども家庭庁説明資料

児童買春・児童ポルノ禁止法第16条の2の規定に基づく検証・評価の実施状況について

背景

- こども家庭審議会では、社会的養育・家庭支援部会児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会において、児童買春・児童ポルノ禁止法第16条の2の規定に基づく検証・評価を実施中。
- 令和3年3月の同専門委員会による検証・評価において、「児童自立支援施設等における心理担当職員を軸として生活処遇に係るケアワーカー全体での入所児童の支援に係る業務実態等の把握」の更なる推進が必要とされたことを踏まえ、今般、全国の児童自立支援施設（全58か所）を対象に実態調査を実施。

実態調査の概要

- **調査対象**：全国の児童自立支援施設（全58か所）の施設長（又は施設の代表）及び施設職員
- **調査機関**：令和7年7月～
- **調査の内容**：
 - **施設アンケート調査**

各施設の施設長等に対し、「性被害」及び「性的画像・動画関連の被害」の被害児童の保護に関する、施設としての取組状況を調査したもの。
 - **職員アンケート調査**

児童自立支援施設に勤務する職員のうち、施設長、寮をまとめる立場の職員、寮担当、心理療法担当職員、看護師・保健師といった各職種の職員に対し、「性被害」及び「性的画像・動画関連の被害」の被害児童の保護に関する取組についての現状認識を調査したもの。

※各施設において令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間に在籍していたこどもへの対応状況について質問

今後の対応

- 令和7年12月17日の専門委員会において報告書（案）の内容（性被害等に対する効果的な支援や取組、並びに課題解決に資する体制整備等）について議論。（座長一任で了承）
- 今後、同日の議論を踏まえて報告書最終版を取りまとめ、社会的養育・家庭支援部会に検証・評価結果を報告予定。